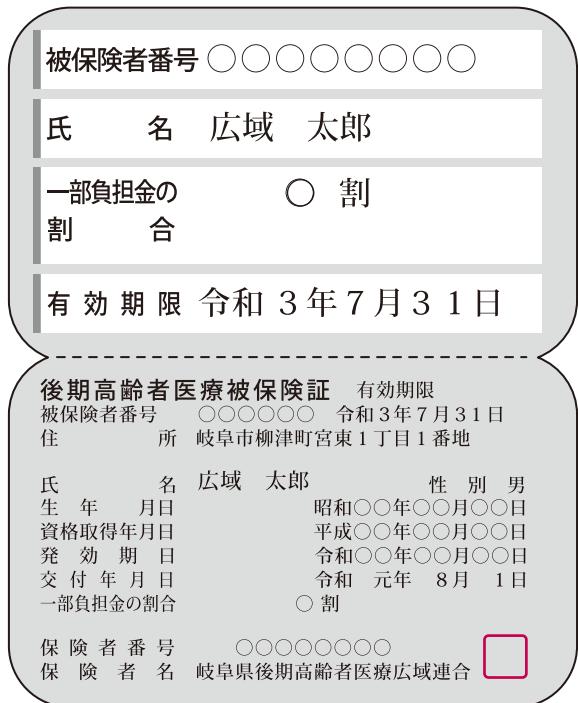


後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険証(被保険者証)を更新します。「保険証は1人に1枚交付されます」

《7月31日まで・青みがかった色》



《8月1日から・赤みがかった色》



後期高齢者医療の保険証は坂祝町に在住する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳までの方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は7月31日までです。8月1日からは7月中旬に郵送する新しい保険証をご使用ください。新しい保険証は赤みがかった色に変わります。古い保険証は、住所や氏名が見えないよう裁断するなどし、各自で処分してください。

● 令和3年度の保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和3年度の保険料は、令和2年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

● 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症について、減免基準(主たる生計維持者※3が新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等)に該当する場合、後期高齢者医療保険料の減免が適用されることがあります。

※3 主たる生計維持者とは、世帯の生計を維持するため生活費を主に負担している方をいい、通常は住民票上の世帯主を指します。ただし、世帯員の被保険者の収入が高い場合は、その方を主たる生計維持者とすることができます。

問い合わせ先：窓口税務課 ☎ 66-2405(直通)